

## 大田区諮問第 103 号答申

### 1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 10 月 27 日付け 3 総総発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

### 2 請求対象情報

大田区各課が保管・管理するところの請求人に係る写しの交付に要する費用の調定書・納付書

### 3 審査の経過

令和 4 年 1 月 20 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。  
2 月 15 日 審査した。

### 4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

実施機関は、本件処分において、請求対象情報が大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に該当することを請求に応じられない理由とする。しかし、これを認めれば、審査請求人が実施機関に対して訴訟を提起することにより、審査請求人に係る個人情報、実施機関の恣意的な判断にて開示請求が認められなくなってしまう。

個人情報保護条例は、審査請求人のプライバシー権及び自己情報コントロール権を保障している。しかしながら、審査請求人が訴訟（東京地方裁判所令和〇年（行〇）第〇〇号。以下「本件訴訟」という。）を提起したことにより、審査請求人に係る保有自己情報の開示が実施機関によって拒否され、審査請求人は、現在自己に関する情報の流れをコントロールできない状況に陥っている。審査請求人は、このような異常事態を回避するために、今後予定している実施機関を相手とする訴訟を躊躇することも考えざるを得ない場合もある。これは、まさしく裁判をする権利の侵害である。

### 5 実施機関の弁明の要旨

請求対象情報は、本件訴訟に係る関係資料となることから、個人情報保護条例第

18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当するため、請求に応じられない。

実施機関は本件訴訟に応訴する必要があるところ、本件訴訟においては、審査請求人の公文書開示請求が大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「情報公開条例」という。）の目的に反し、又は利用者の責務に反しているか否かが争点となるのであって、審査請求人がこれまで区に対して請求した多数の文書開示の請求の態様は、争点を立証するために必要な証拠である。

そもそも、審査請求人が開示を求めている「大田区各課が保管・管理するところの請求人に係る写しの交付に要する費用の調定書・納付書」については、審査請求人が納めた費用に関するものであり、領収書として既に交付されているのであって、審査請求人は知っている内容である。知っている内容についてあえて開示を求めることにより、実施機関の応訴の方針を探ることができるのであって、実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがある。

訴訟に関する証拠となる書面について自己情報開示請求に応じない対応をとったとしても、審査請求人が現在も出訴していることから明らかなおり提訴することは可能であって、裁判をする権利の侵害はない。

## 6 審査会の判断

(1) 実施機関は、本件処分の根拠として、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を挙げていることから、まず、同号の内容について検討する。

実施機関は、自己情報の開示の請求があったときは、当該自己情報を開示しなければならないことが原則であるが（同条第 1 項）、当該自己情報を開示することが、社会通念上妥当でない認められるもの又は実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるものについては開示しないことができることとし、その類型を定めている（同条第 2 項）。

そして同項第 3 号には、「……争訟……に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」については、実施機関は開示しないことができると定められているが、この「争訟」には、民事訴訟法や行政事件訴訟法による訴訟が含まれると解されている。

審査請求人と実施機関の間で係属している本件訴訟は、行政訴訟であるので、同号の「争訟」にあたる。

(2) 請求対象情報が同号の「……争訟……に関するもの」にあたるかについて検討

する。

本件訴訟の争点は、審査請求人の公文書開示請求が情報公開条例の目的に反し、又は利用者の責務に反しているか否かであるところ、裁判所が争点についての的確な審理・判断を下すためには、事実関係として、審査請求人がこれまで区に対して行った文書開示の請求の態様について、双方が主張、立証することが必要不可欠である。

審査請求人が開示を求めている「大田区各課が保管・管理するところの請求人に係る写しの交付に要する費用の調定書・納付書」には、審査請求人が開示文書の写しの交付を請求したことを受け、実施機関が徴収することとなった費用が記載されており、それは写しを交付した文書の枚数（A3版以下のものは黒単色コピー1枚10円を徴収している）を端的に示すものでもある。したがって、これら調定書・納付書は、本件訴訟において、同号の「……争訟……に関するもの」にあたる。

(3) 次に、実施機関がこれを開示することにより、「実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められる」か、について検討する。

審査請求人は実施機関に対して本件訴訟を提起しているが、本件訴訟に適用される行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第7条は、「同法に定めがない事項については、民事訴訟の例による」としており、民事訴訟の審理方法が採用されている。したがって、本件訴訟も、民事訴訟で基調とされる弁論主義によって行われる。具体的には、「当事者が具体的な事実を主張して、対立当事者がこれに対して反論を加えることなどにより、当事者相互間での争点形成をしていくこと」「当事者間に争いのない事実をこれを判決の基礎としなければならないこと」「争いのある事実については、当事者が取り調べを申し出た証拠に基づき事実認定をすること」を基調として訴訟が進められる、ということである。行政事件である本件訴訟においても、審査請求人、実施機関の双方が、前記弁論主義に従い訴訟を進行することになる。

実施機関は、本件訴訟の被告として、審査請求人の主張、立証に対峙し、反論、立証していく必要がある。実施機関が適切な反論、立証をしなければ敗訴することになり、敗訴すればその財産を毀損する結果に繋がることは明らかである。また、訴訟費用の負担も、訴訟に勝訴するか敗訴するかによってその額が大きく変わることは疑いない。

本件において、審査請求人が開示を求めている「大田区各課が保管・管理するところの請求人に係る写しの交付に要する費用の調定書・納付書」は、実施機関にとって、係属中の本件訴訟における重要な証拠となり得ることは前述のとおりであるが、これらを証拠提出するか否か、提出するとしてその範囲、提出時期をどうするかについては、弁論主義に沿って進行される行政訴訟の一方当事者である実施機関の自由裁量に委ねられるべきであり、本件訴訟係属中に、審査請求人にこれを開示することは、応訴活動という実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められる。

以上より、請求対象情報は、本件訴訟に係る関係資料となるもので、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当する。

(4) 請求対象文書を開示しないことが審査請求人の裁判を受ける権利の侵害にあたるか否か

請求対象文書の開示を受けられなければ、訴訟提起ができないとする規定は存在しない。請求対象文書に記されている情報は、審査請求人が開示文書の写しの交付を受けるにあたって支払った費用如何であって、その情報は、支払にあたって審査請求人に交付されている「領収書」にも記載されているのであるから、実施機関のみが情報を独占しているわけでもない。

開示しないことが裁判を受ける権利の侵害という審査請求人の主張はあたらない。

(5) 審査請求人が述べるプライバシー権及び自己情報コントロール権について

前述のとおり、個人情報保護条例においては、開示を原則としつつも、当該自己情報を開示することが、社会通念上妥当でないと認められるもの又は実施機関の適正な事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるものについて、開示しないことができるというように一定の制限を設けている。この規定は、既にプライバシー権や自己情報コントロール権を配慮した上で定められたものであるので、これら権利を理由として開示すべきとする審査請求人の請求は受け入れられない。

(6) 結語

請求対象情報は、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号にあたるため、これを開示しないとした実施機関の判断に誤りはない。本件処分は適法かつ正当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のと

おり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子